

平成29年度 埼玉私学振興大会

日 時 平成29年11月22日(水)

会 場 さいたま市文化センター 大ホール

中高協会と保護者連の共催での振興大会は今年11回目の年を迎えた。
県内各地から学校関係者・保護者約2,000名の参加があり、県行政・県会議員の先生方等のご来賓を多数お迎えし、熱気あふれる大会となった。

当日は、大会決議案が採決され、決議文を知事及び県会議長に渡した。

その後、浦和ルーテル学院の聖歌隊・ハンドベルクワイアーと埼玉栄高等学校の吹奏楽部の生徒発表があった。

演奏は、参加者を魅了し、振興大会に花を添えるにふさわしい発表だった。2校の生徒の皆さん熱演ありがとうございました。



振興大会客席風景



浦和ルーテル学院 聖歌隊・ハンドベルクワイアー



埼玉栄高等学校 吹奏楽部

大会決議

我々は、埼玉私学教育一層の振興を目指して、ここ、さいたま市文化センターに結集した。

埼玉私学は、運動、文化、両面における各種部活動において、埼玉教育の先頭を走っている。また、勉学、特に、大学への進学実績においても、本県の中心的役割を果たしつつある。

これは、生徒、保護者、教職員の、たゆまざる努力の成果であると共に、県議会、県行政当局の、特段のご支援、ご高配の賜である。

特に、今年度から、私立高校については、年収609万円未満の家庭の場合、授業料等の実質無償化が実現できたことについては、深く感謝の意を表すものである。

今後は、年収609万円以上の収入があっても、複数の子供がいる家庭では、その負担の程度に応じて、補助の拡充等による公私間格差の是正を改めて要望する。

ところで、高等学校における運営費補助金は、今も全国で、相当低い水準に留まっている。父母負担軽減のための諸施策は、父母の学費負担を軽減するものではあるが、学校運営のための、直接の経費となるものではない。

公立高等学校が、学校設立のための経費に始まり、教職員の人件費、営繕その他、すべての経費について、地方自治体に、すべてこれを負担させているのとは、大きな違いである。

その意味で、学校運営に関する経費全体を通じて、公立高校、私立高校間に、生徒ひとり当たりの公費支出額において、平成27年度は年間69万円程度の差が生じている。

教育を決するものは、金銭面だけではない。生徒自身の努力、これに献身する保護者、教師のたゆまざる熱意と努力、これこそが、教育の発展を保障する鍵である。

しかしながら、学校運営全般における経費そのものの、公私間に格差がある事は、長い間には、私学教育の体力そのものを、衰弱させるに至るであろう。

我々はここに、私立高等学校に対する、運営費補助金の、一層の増加を切望するものである。

次に、私立中学校に関しては、完備した公立中学校に進まず、あえて経費を要する私立学校に進学するのであるから、保護者が、学費を負担するのは当然だとする見解が存在する。

しかし、憲法 26 条は、「義務教育は無償とする」と定めている。

また、私立中学校に進学した生徒の学費は、その分だけ公立中学校に支出されるべき経費を軽減しているという事実を見落としてはならない。

また、教育基本法 8 条は、「私立学校教育の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって、私学教育の振興に努めなければならない。」と定めている。

私立中学校生徒に対し、公立中学校生徒に対すると同額の経費を支出すべく、国及び公共団体に要望して、至極当然な時代が、到来しているのではないだろうか。

以上の見地から、我々は以下の諸点を、本大会の名において決議する。

1. 公私間格差を是正し、学校選択の自由を保障せよ。
2. 憲法及び教育基本法に基づいて、私立中学校に対する公的支援を更に一層充実せよ。

以上 決議する。

平成29年11月22日

埼玉県私学振興大会